

# 規制に関する政策評価の手法に関する調査研究

## — 報告書（概要） —

- ✓ 平成15年9月以降、計6回開催した『規制に関する政策評価の手法に関する研究会』（座長：金本良嗣東京大学大学院教授）の検討成果をとりまとめ、報告するもの
- ✓ 我が国に先行して規制の政策評価を制度化している諸外国（米/英/加/豪/NZ）における、政府の“評価ガイドライン”と、健康・安全・環境等各分野の規制に関する“評価事例”に基づき、具体的な『評価手法』を把握・分析
- ✓ 我が国において規制の政策評価に取り組む際に『考慮すべき事項』を整理。規制の政策評価の質のさらなる向上に資することを期待

## 1. 調査研究の目的

- ▶ 本調査研究では、諸外国で取り組まれている、規制を対象にした政策評価（事前評価・事後評価、自己評価・外部評価）の実態を把握。
- ▶ 特に、諸外国でも事前評価として制度化がなされ、規制所管府省が自ら実施している『規制影響分析（Regulatory Impact Analysis）』に着目。

### ■『規制影響分析』とは

- “ 新規規制案や既存規制がもたらすネガティブ・ポジティブ双方の影響について、体系的に分析することを目的とした一連の分析手法”
- “ 政治・行政における意思決定の質を高めるための手段であると同時に、公開性、国民関与、説明責任等の重要な政治的価値を達成するための手段として用いられている”

～OECD（1997）, Regulatory Impact Analysis: Best Practices in OECD Countries 7頁

### ⇒ 規制の質の向上に向けた手段としての位置づけ

- 1) 客観性・透明性ある意思決定のための「事前分析ツール」
- 2) 国民・事業者（Business Sector）への説明責任を果たすための「合意形成ツール」

### ■諸外国における『規制影響分析』の特徴

- ・ 精緻なモデル等を用いた高度な経済分析を追求するというより、政策の意思決定・合意形成過程で活用することを念頭に置いた、政策実務上で行われる実用的な分析
- ・ 規制制定過程の早期から分析に着手。検討の進捗に併せて徐々に進化
- ・ 分析の途中段階での国民・事業者へのコンサルテーション（事前のパブリックコメント等）を重視

## 2. 我が国の規制の政策評価を巡る動き

～規制影響分析の要請に関する動向

### ■『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成16年3月19日閣議決定)

- ◎ 各府省は、平成16年度以降『規制影響分析 (RIA) 』を  
試行的に実施
  - ◎ 規制に関する“評価手法が開発”された時点で、  
評価法の枠組みの下で実施を義務づけ
- 今後、我が国においても  
規制影響分析への本格的な  
取組みが要請されている
- ◎ “評価手法の開発”の推進に向けた行政評価局への要請事項
    - ① 各府省の試行的なRIAの実施状況を把握・分析し、  
取り組みの推進に資する知見・情報等を各府省に提供
    - ② 調査研究等の実施

本調査研究は、この要請事項にも応えるもの

48

## 3. 調査研究の重点

～規制の『便益』と『費用』の分析

- ▶ 本調査研究では、諸外国で取り組まれている規制影響分析について、分析項目の実態を把握。
- ▶ 特に、規制影響分析の中心的な分析項目である『便益と費用の分析』に着目。

### ■規制影響分析の分析項目例 ～規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)

- 7) 規制の内容(規制の目的・必要性等を含む)
- 4) 規制の費用分析(行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計)
- 7) 規制の便益分析(産業界や国民への便益、社会的便益の推計)
- エ) 想定できる代替手段との比較考量
- オ) 規制を見直す条件
- カ) レビューを行う時期

■規制がもたらす『便益』の分析  
・想定される便益の要素について…

■規制がもたらす『費用』の分析  
・想定される費用の要素について…



49

## 4. 調査研究の結果わかったこと①

### ～『評価ガイドライン』と『評価事例』について

- ・各国とも評価制度所管府省が、各府省が規制の政策評価を実施するための標準的な分析手順方法を内容とする『評価ガイドライン』を策定
- ・各規制所管府省は主に“事業者等に影響を及ぼす規制”等を対象に評価
  - －米国：約70件/年
  - －英国：約150件/年
  - －加国：約1,000件/年
  - －豪州：約100件/年
 ※うち、各分野で規制所管府省が実施した『評価事例』について文献調査（170）、海外現地調査（20）を実施
- ・しかし具体・詳細な分析・定量化方法までは説明されておらず
- ・各『評価事例』では評価ガイドラインに依拠しつつも個々の規制特性に応じて分析実施

規制所管府省は、『評価ガイドライン』で示されている基本的考え方を踏まえつつ、個別の『評価事例』では実務上可能な範囲での分析を実施。

#### 【例】

##### ■評価ガイドライン

- ・想定される『全ての』費用・便益要素を列挙（二次的効果も含め）

- ・費用・便益要素の個々を、可能な限り『定量化・金銭価値化』

##### ■評価事例

- ・便益については『主要な』要素に注目して列挙する傾向

- ・便益については『定性』的記述で整理する事例も少なくない
- ・費用については大半の事例で可能な限り『金銭価値化』されている

50

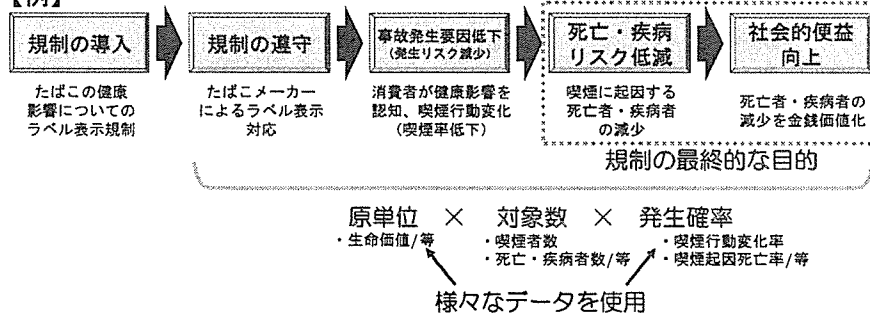
## 4. 調査研究の結果わかったこと②

### ～規制がもたらす『便益』の分析について

#### 【便益】

- ・今回調査対象とした事例（健康・安全・環境分野）では『死亡・疾病リスクの低減による社会的便益の向上』を規制の最終的な目的とする場合が多い。ただし、その効果発生ロジックや便益価値の算定方法は、各分野・事例によって内容・程度ともに様々であり、一律ではない。
- ・その便益価値の算定では『原単位×対象数×発生確率』という計算式が採用される傾向。
- ・原単位や発生確率について、先行研究結果、政府内で統一的に採用されている数値（生命価値や時間価値）が存在する場合にはそれらを用いる他、他分野・他事例の数値、相場的な数値（仮に置いた数値）など、『様々なデータ』を使用。

#### 【例】



51

## 4. 調査研究の結果わかったこと③

～規制がもたらす『費用』の分析について

### 【費用】

- 規制がもたらす費用は、a) 規制遵守費用（規制対象となる事業者・国民等）、b) 行政費用（規制主体となる政府等）のほか、その他の**社会的費用**（環境・社会経済等に対して与えるマイナスの影響等、社会全体が負担する費用）がある。
- そのうち、規制遵守費用と行政費用については、各分野・事例に『**共通した費用要素**』が存在し、
- 費用の算定でも、便益と同様『**原単位×対象数（×発生確率）**』という計算式が採用される傾向。

共通した費用要素		原単位	対象数
規制導入により新たに発生する作業等	例① 研修実施	研修実施に要する時間 × 平均賃金（時間単価）	× 受講者数・回数
	例② 人員・体制配置		× 要配置人員数
	例③ 検査・評価実施	検査・評価に対応する時間 × 平均賃金（時間単価）	× 対応人数・回数
	例④ 書類作成作業の付加	書類作成に要する時間 × 平均賃金（時間単価）	× 対応人数・回数

### 【便益・費用の分析】

- 厳密な費用・便益の値（例：費用便益比）を算出するのが目的ではなく『**規制がもたらす便益は、その費用を正当化しうる**』ことを示すのが目的
- とりわけ便益については、利用するデータ（原単位等）の精度により『**予測結果に大きな幅**』が生じる可能性

52

## 5. 規制の政策評価に取り組む上で

### 考慮すべき事項

- 前述の調査研究結果の他、諸外国の規制に関する『**評価ガイドライン**』『**評価事例**』を精査した結果、我が国において規制の政策評価手法の開発の推進に取り組むに際して考慮すべき事項として以下のような点が見出された。

#### 1. 規制に関する政策評価手法（総論）

- 目的 ～規制の政策評価（事前評価）の目的をどう位置付けるか
- タイミング ～規制制定過程内で、評価をいつ実施するか
- コンサルテーション（国民・事業者への事前の協議・相談）  
～規制制定過程内で、いつ・誰に・どのように実施するか
- 対象 ～評価対象の範囲をどうするか

#### 2. 規制に関する政策評価手法（各論）

- 評価項目 ～どのような評価項目を設定するか
- 代替案の比較検討 ～どのような代替案を比較検討するか
- 便益・費用要素の提示 ～どの範囲の便益・費用要素を分析対象とするか
- 定量化・金銭価値化 ～定量化・金銭価値化される範囲をどうするか
- 必要となるデータ等 ～どのようなデータ整備・原単位が必要か

53